

電子図書館技術協力員に関する件

(平成十四年三月三十一日館長決定第十二号)

改正 平成十九年三月二十八日館長決定第二号

- 1 関西館電子図書館課に、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて国立国会図書館が発信する情報を用いて行う図書館奉仕に係る技術的研究に関する事務を兼ねて行う職員として、電子図書館技術協力員若干人を置くことができる。
- 2 電子図書館技術協力員は、関西館電子図書館課長の命を受けて、前項の技術的研究に関する事務を行う。
- 3 電子図書館技術協力員は、職員のうちから館長が命ずる。

附 則

本件は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十九年三月二十八日館長決定第二号)

本件は、平成十九年四月一日から施行する。